

子ども関連施設
子どもセンター

● 子どもセンターについて

子どもセンターは、「児童に健全な遊びを与えて、その健康を増進し、又は情緒をゆたかにすることを目的とした児童厚生施設」として、児童福祉法第40条に規定される児童館である。乳幼児とその保護者から18歳までの青少年を対象とした施設で、子どもたちの遊び、成長、発達の拠点として様々な活動をしている。

● 配置の考え方

- ・「町田市子どもセンター基本構想」及び「町田市子どもマスタープラン」に基づき、市内を5地域に分割し、それぞれの地域に1館ずつ整備する計画を進めている。
(子どもセンター5館構想)
- ・現状は4館目まで整備済・計画中である。
 - ・1999年度「子どもセンターばあん」＜南地域＞
 - ・2005年度「子どもセンターつるっこ」＜鶴川地域＞
 - ・2009年度「子どもセンターばお」＜堺地域＞
 - ・2011年度「(仮称)忠生地区子どもセンター」の実施設計予定＜忠生地域＞

● 子どもセンターの配置状況図



(資料：町田市子どもマスタープラン、2004年)

子ども関連施設

保育所

● 保育所について

保育所は幼稚園とは異なり、保護者や同居の家族、その他親族等が仕事や病気などの理由によって、乳幼児を家庭で保育できないときに、保護者に代わって保育をする施設である。（『同居の家族』とは、二世帯住宅を含む）

● 2011年4月認可保育所入所待機児童状況について

2011年4月待機児童数は429人で、2010年より33人増加した。
 そのため、町田市では保育所入所待機児童解消のため、引き続き町田市独自の「20年間期間限定認可保育所（新築型・改修型）」の事業を推進していく。
 2011年度は、新設する20年間期間限定認可保育所（新築型・100名規模）4園の整備事業に対し補助を実施する予定である。

1. 待機児童数の推移

年度	2008年度	2009年度	2010年度	2011年度
待機児童数	234人	417人	396人	※429人
対前年度増減	▲39人	183人	▲21人	33人

※速報値

2. 地区別待機児童数の状況

堺地区を除き、各地区とも2010年度より2名から26名の増加となっている。待機児が最も多いのは忠生地区で、2010年度に比べ18名の増加となっている。

地区	忠生地区	南地区	町田地区	鶴川地区	堺地区	計
2011年度人数	①114人	②95人	③89人	④82人	⑤49人	※429人
2010年度人数	①96人	⑤69人	③79人	②80人	④72人	396人
増減	18人	26人	10人	2人	▲23人	33人

※速報値

3. 全体の入所児童数

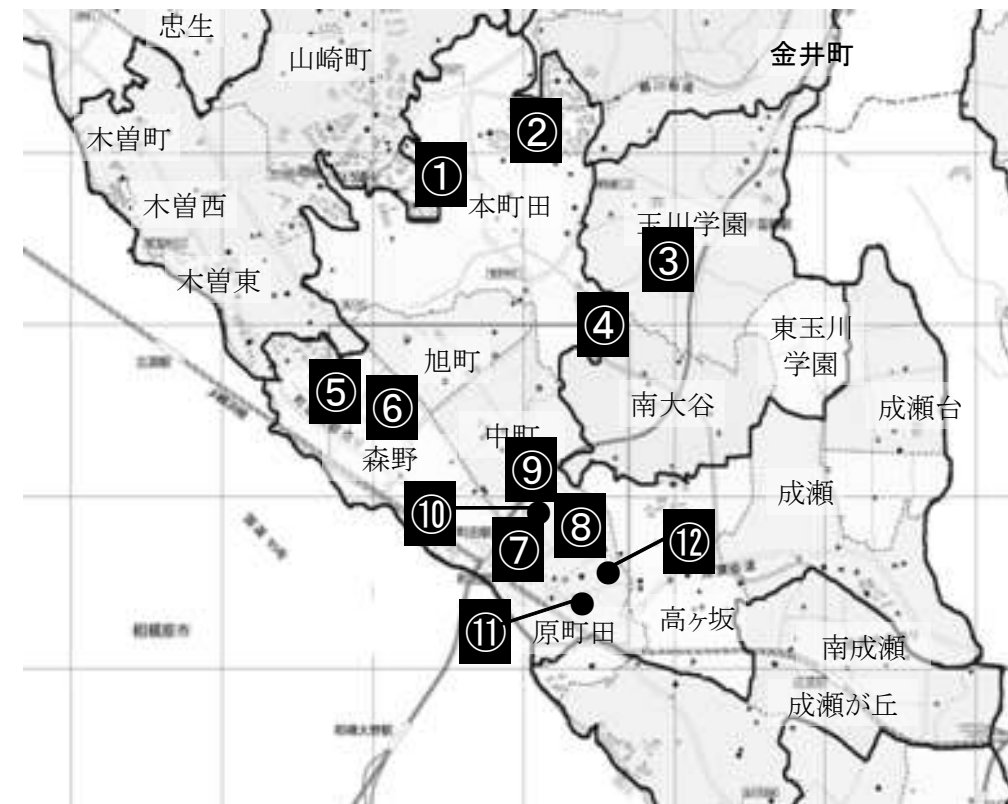
年度	2008年度	2009年度	2010年度	2011年度
入所児童数	4,784人	4,872人	5,013人	5,340人
対前年度増減	58人	88人	141人	327人
対前年度比率	1.2%	1.8%	2.9%	6.5%

4. 定員数の推移

2010年度に開所する3園を加えた56園の定員数は、対前年348人増の5,050人となった。

年度	2008年度	2009年度	2010年度	2011年度
定員数	4,398人	4,439人	4,702人	5,050人
対前年度増減	107人	47人	263人	348人

● 保育所の配置状況図(町田地区)



(人)

NO	保育所名	定員	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳
①	市立わかば	100	/	11	16	23	25	25
②	草笛	133	9	15	18	25	33	33
③	玉川さくら	67	9	10	12	12	12	12
④	市立本町田	60	/	6	6	13	15	20
⑤	市立森野	100	6	10	12	20	24	28
⑥	森野三丁目	40	6	17	17	/	/	/
⑦	市立町田	89	6	6	10	20	23	24
⑧	赤ちゃんの家	42	12	15	15	/	/	/
⑨	こひつじ本園	159	9	15	20	28	29	29
⑩	こひつじ分園		6	10	13	/	/	
⑪	未来保育CLUB	75	8	9	13	15	15	15
⑫	なごみ	87	6	15	15	17	17	17
	計	952	77	139	167	173	193	203

高齢者福祉施設

高齢者（地域包括）支援センター、高齢者福祉センター

● 高齢者(地域包括)支援センターについて

- ・高齢者支援センターは、介護保険法に基づき設置されている、高齢者の方のための総合相談窓口である。
- ・高齢者が住み慣れた地域で長く安心して暮らせるように、高齢者の総合的な相談や支援、必要なサービスの調整を行う。
- ・保健師、社会福祉士、主任ケアマネジャーなどの専門の職員が、高齢者やそのご家族のご相談に応じている。

※2011年4月より、町田市では、対象者や役割をわかりやすくするため、地域包括支援センターを「高齢者支援センター」に名称変更した。

● 配置の考え方

- ・高齢者人口及び日常の生活圏域を考慮し、市内を12地域に分け、それぞれに配置している。
- ・各高齢者支援センターは、公募により決定した事業者に業務委託している。
- ・主に高齢者人口でエリア設定するため、地域によっては生活圏域を越えた場所に設置される場合がある。

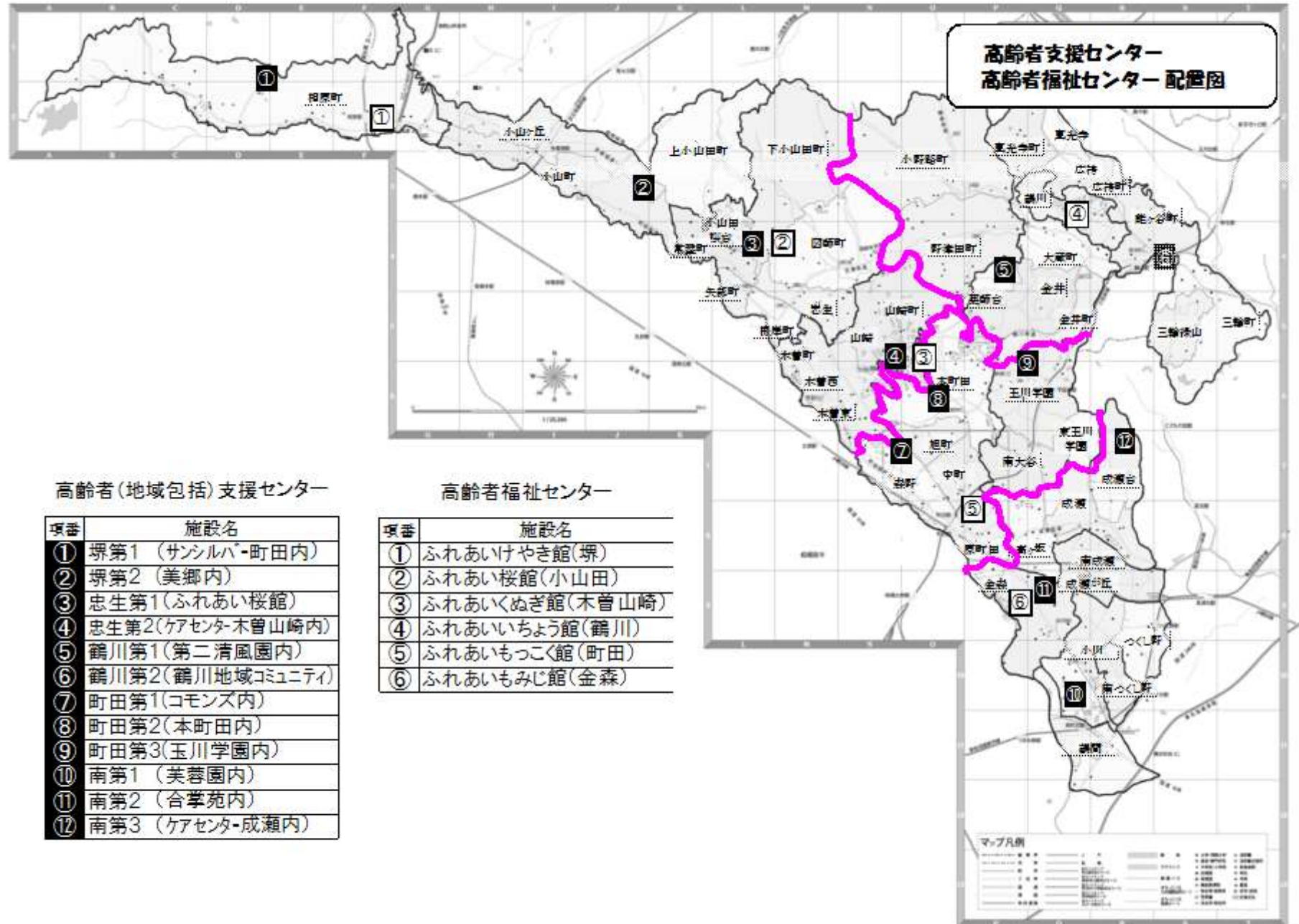
● 高齢者福祉センターについて

- ・高齢者福祉センターは、高齢者の憩いの場である。
- ・各センターともカラオケや踊りなどを楽しめる舞台装置付き大広間や浴室、囲碁、将棋室、電機マッサージ機や電位治療器（ヘルストロン）を設置してある。
- ・その他高齢者のための事業を行っている。

● 配置の考え方

- ・おおむね市民センター・地域センターごとに配置している。

● 高齢者(地域包括)支援センター・高齢者福祉センターの配置状況図



高齢者入所施設

介護老人保健施設・特別養護老人ホーム

● 介護老人保健施設について

・介護老人保健施設は、病状が安定していて入院する必要のない高齢者で、在宅生活に向けてリハビリや介護が必要な方に対し、機能訓練や日常生活への支援を行う施設である。

● 配置の考え方

・市内4圏域（堺・忠生、鶴川、町田、南）均等に施設があり、市民が身近な地域で施設を利用できるような配置を考えている。
 ・運営事業者は公募により決定している。
 ・事業用地は応募事業者の提案によるため、市が望む地域に配置されるとは限らない。

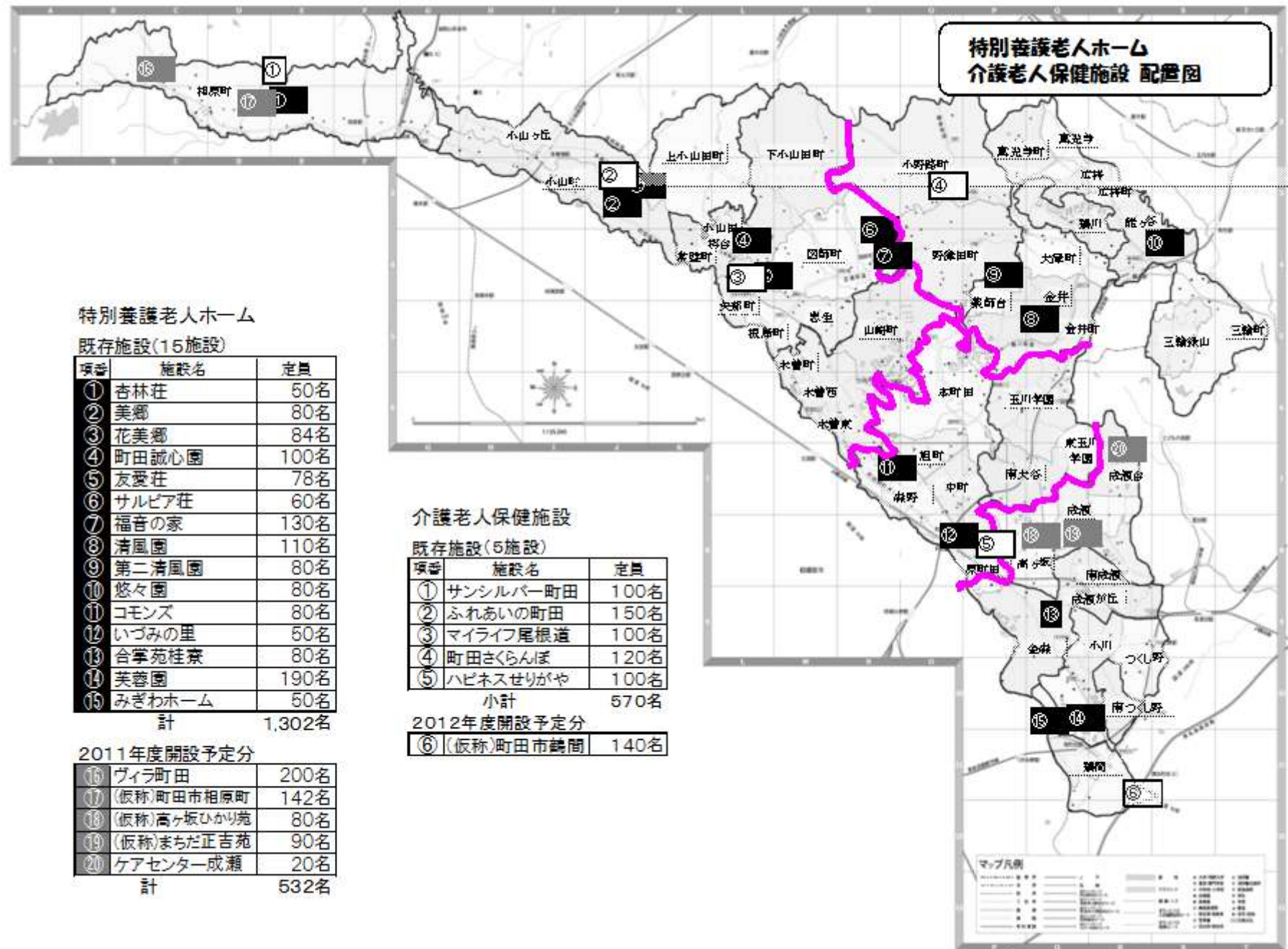
● 特別養護老人ホームについて

・介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）は、介護が必要で、寝たきりや認知症等のため在宅での生活が困難な高齢者の方に対し、入浴・排泄・食事などの介護を行う施設である。

● 配置の考え方

・市内4圏域（堺・忠生、鶴川、町田、南）均等に施設があり、市民が身近な地域で施設を利用できるような配置を考えている。
 ・運営事業者は公募により決定している。
 ・事業用地は応募事業者の提案によるため、市が望む地域に配置されるとは限らない。

● 介護老人保健施設・特別養護老人ホームの配置状況図



高齢者住宅

シルバーピア

● シルバーピアについて

- ・東京都が高齢者向けに造っている都営住宅の一種。
- ・都内に3年以上居住している、65歳以上の独居者や夫婦などを対象とし、バリアフリーなど高齢者向けの仕様や設備を備えている。
- ・入居者の安否の確認や緊急時の対応等を行う生活協力員（ライフサポートアドバイザー※）が居住しており、必要な時には緊急連絡により福祉サービスを受けることができる。

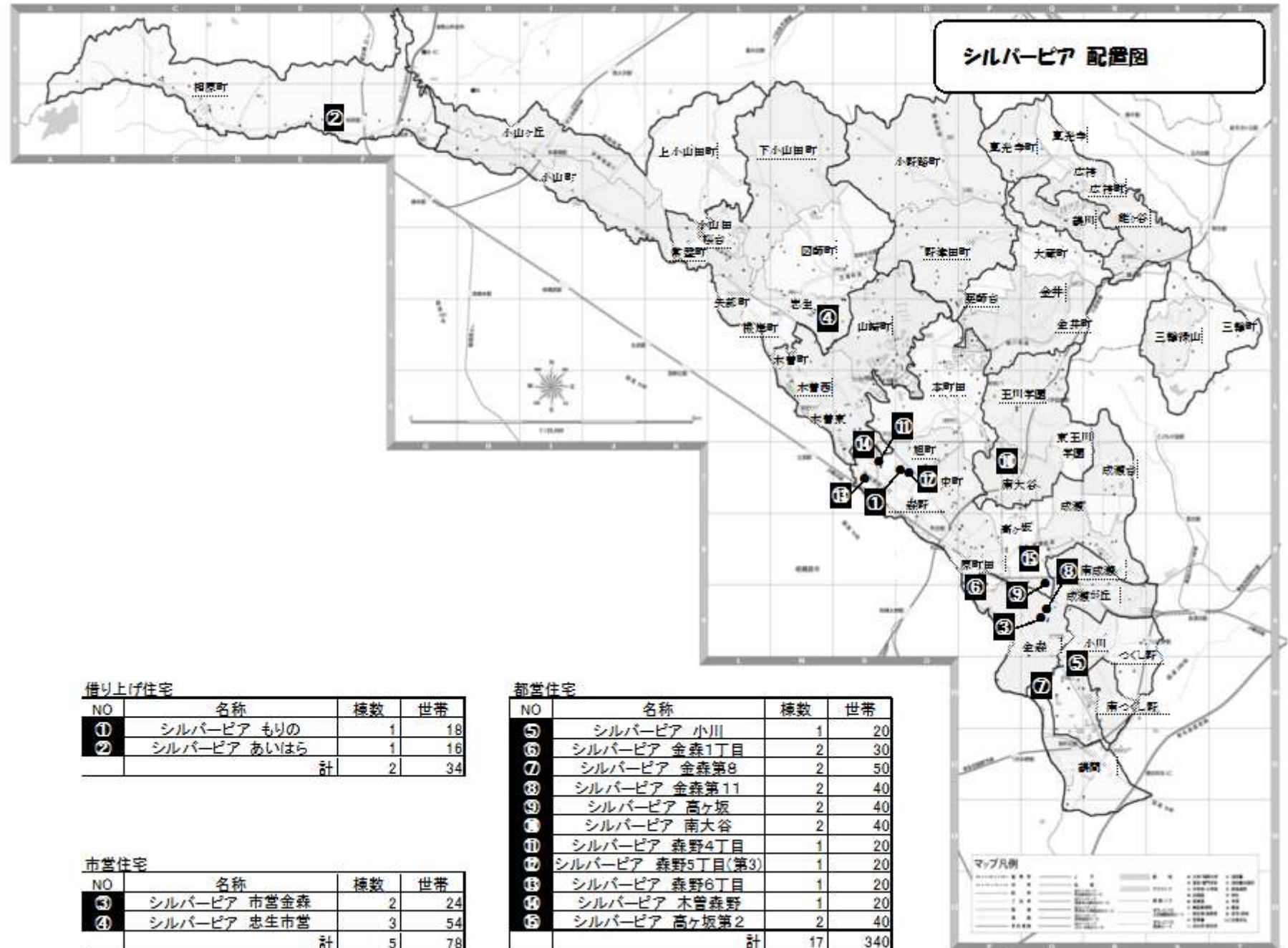
※ライフサポートアドバイザー（LSA）：

- ・市の委嘱を受け、シルバーピアの入居者に対し、日常生活の支援を行う。

借り上げ住宅：

- ・高齢者に配慮された構造と設備を備えた集合住宅を建物所有者から借り上げ、一定の条件を満たす高齢者に居室を提供している。空き室となったとき募集し、住宅に困っている方から優先的に入居できる。

● シルバーピアの配置状況図



医療施設

病院・診療所

● 病院と診療所について

病院：「医療法」第1条の5第1項で定義される「医師又は歯科医師が、公衆又は特定多数人のため医業又は歯科医業を行う場所であって、20人以上の患者を入院させるための施設を有するもの」

診療所：「医療法」第1条の5第1項で定義される「医師又は歯科医師が、公衆又は特定多数人のため医業又は歯科医業を行う場所であって、患者を入院させるための施設を有しないもの又は19人以下の患者を入院させるための施設を有するもの」

● 配置の考え方

1. 保険医療圏

「東京都保健医療計画」において、地域の保健医療ニーズに対して、都民に最も適切な保健医療サービスを提供していく上での圏域として、一次、二次及び三次の保健医療圏が設定されている。

一次保健医療圏：

地域住民の日常生活を支える健康相談、健康管理、疾病予防や頻度の高い一般的な傷病の治療など、住民に密着した保健医療サービスを、福祉サービスと一体となって総合的、継続的に提供していく上での最も基礎的な圏域であり、区市町村の区域が設定されている。

二次保健医療圏：

原則として特殊な医療を除く一般の医療ニーズに対応するために設定する区域で、医療法第30条の4第2項第10号の規定により、主として病院・診療所の病床の整備を図るべき地域単位として設定する区域でもある。「東京都保健医療計画」において、複数の区市町村を単位とする13の圏域が設定され、町田市は「南多摩」圏域に属する。

三次保健医療圏：

一次及び二次の保健医療体制との連携の下に、特殊な医療提供を確保するとともに、東京都全域での対応が必要な保健医療サービスを提供する上での区域であり、医療法第30条の4第2項第11号の規定により、特殊な医療などを提供する病院の病床確保を図るべき地域単位として都道府県を単位として設定することが定められている。

2. 基準病床数

・基準病床数は、病床の適正配置の促進と適切な入院医療の確保を目的に、病床整備の基準として、医療法第30条の4第2項第12号の規定に基づき病床の種類ごとに定められる。

・療養病床及び一般病床は二次保健医療圏ごとに、精神病床、感染症病床及び結核病床は東京都全域（三次保健医療圏）でそれぞれ定められ、既存病床数が基準病床数を上回る圏域における病院及び有床診療所の開設、増床等は原則としてできず、開設の中止、増床数の削減等の知事の勧告の対象となる。

● 二次保健医療圏図



圏域名	構成区市町村	基準病床数 (A)	(参考)	
			既存病床数(B)	B-A
区中央部	千代田、中央、港、文京、台東	6,208	13,855	7,647
区南部	品川、大田	7,930	7,886	△ 44
区西南部	目黒、世田谷、渋谷	9,733	8,937	△ 796
区西部	新宿、中野、杉並	10,556	10,382	△ 174
区西北部	豊島、北、板橋、練馬	13,865	13,218	△ 647
区東北部	荒川、足立、葛飾	9,152	9,151	△ 1
区東部	墨田、江東、江戸川	8,042	8,042	0
西多摩	青梅、福生、羽村、あきる野、瑞穂、日の出、檜原、奥多摩	3,083	4,143	1,060
南多摩	八王子、町田、日野、多摩、稲城	10,016	9,975	△ 41
北多摩西部	立川、昭島、国分寺、国立、東大和、武蔵村山	4,227	4,221	△ 6
北多摩南部	武蔵野、三鷹、府中、調布、小金井、狛江	7,486	7,463	△ 23
北多摩北部	小平、東村山、清瀬、東久留米、西東京	5,250	5,681	431
島しょ	大島、利島、新島、神津島、三宅、御蔵島、八丈、青ヶ島、小笠原	196	80	△ 116
計		95,744	103,034	7,290

※ 既存病床数は平成20年7月1日現在

(資料：東京都地域医療再生計画（多摩地域）、2010年1月)

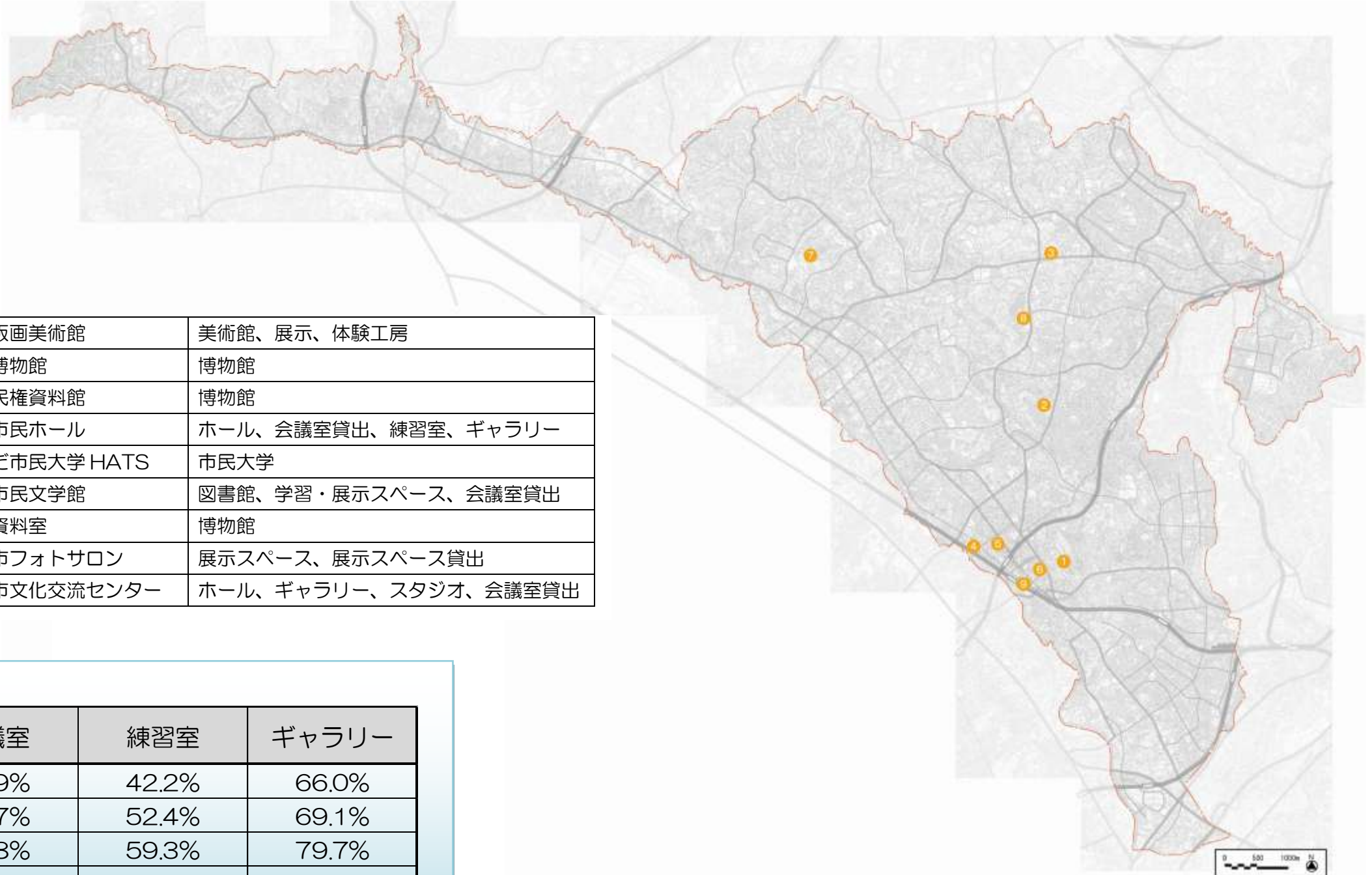
文化芸術施設

文化芸術施設（+会議室）

● 配置の考え方

- ・「文化芸術で人とまちがにぎわう・まちだ」をコンセプトに、文化芸術振興の基本的な方向性を示す。
- ・取り組み方針「文化芸術を「支える」基盤をつくる」の実施のための施策に「文化芸術施設の新設・改修による機能整備の推進」を掲げている。

● 文化・芸術施設の配置状況



1	国際版画美術館	美術館、展示、体験工房
2	市立博物館	博物館
3	自由民権資料館	博物館
4	町田市民ホール	ホール、会議室貸出、練習室、ギャラリー
5	まちだ市民大学 HATS	市民大学
6	町田市民文学館	図書館、学習・展示スペース、会議室貸出
7	考古資料室	博物館
8	町田市フォトサロン	展示スペース、展示スペース貸出
9	町田市文化交流センター	ホール、ギャラリー、スタジオ、会議室貸出

【町田市民ホール施設の利用率】

	ホール	会議室	練習室	ギャラリー
2010年度	85.1%	65.9%	42.2%	66.0%
2009年度	88.3%	65.7%	52.4%	69.1%
2008年度	92.2%	69.8%	59.3%	79.7%
2007年度	87.8%	77.4%	61.4%	78.0%
2006年度	89.7%	75.9%	57.2%	69.4%
2005年度	86.2%	70.8%	47.5%	73.3%
2004年度	88.6%	61.0%	40.7%	73.8%

公園

公園

● 公園について

<街区公園>

- ・もっぱら街区に居住する者の利用に供することを目的とする公園。
- ・1箇所あたり面積0.25haを標準として配置する。

<特殊公園>

- ・風致公園、動植物公園、歴史公園、墓園等特殊な公園。

<都市緑地>

- ・主として都市の自然的環境の保全並びに改善、都市の景観の向上を図るために設けられている緑地。
- ・1箇所あたり面積0.1ha以上を標準として配置する。

※都市公園法による定義付け

<広場公園>

- ・主として商業・業務系の土地利用が行われる地域において、都市の景観の向上、周辺施設利用者のための休息等の利用に供すること、にぎわいの創出や市民の休息、鑑賞に資するために、市街地の駅周辺に配置する公園。

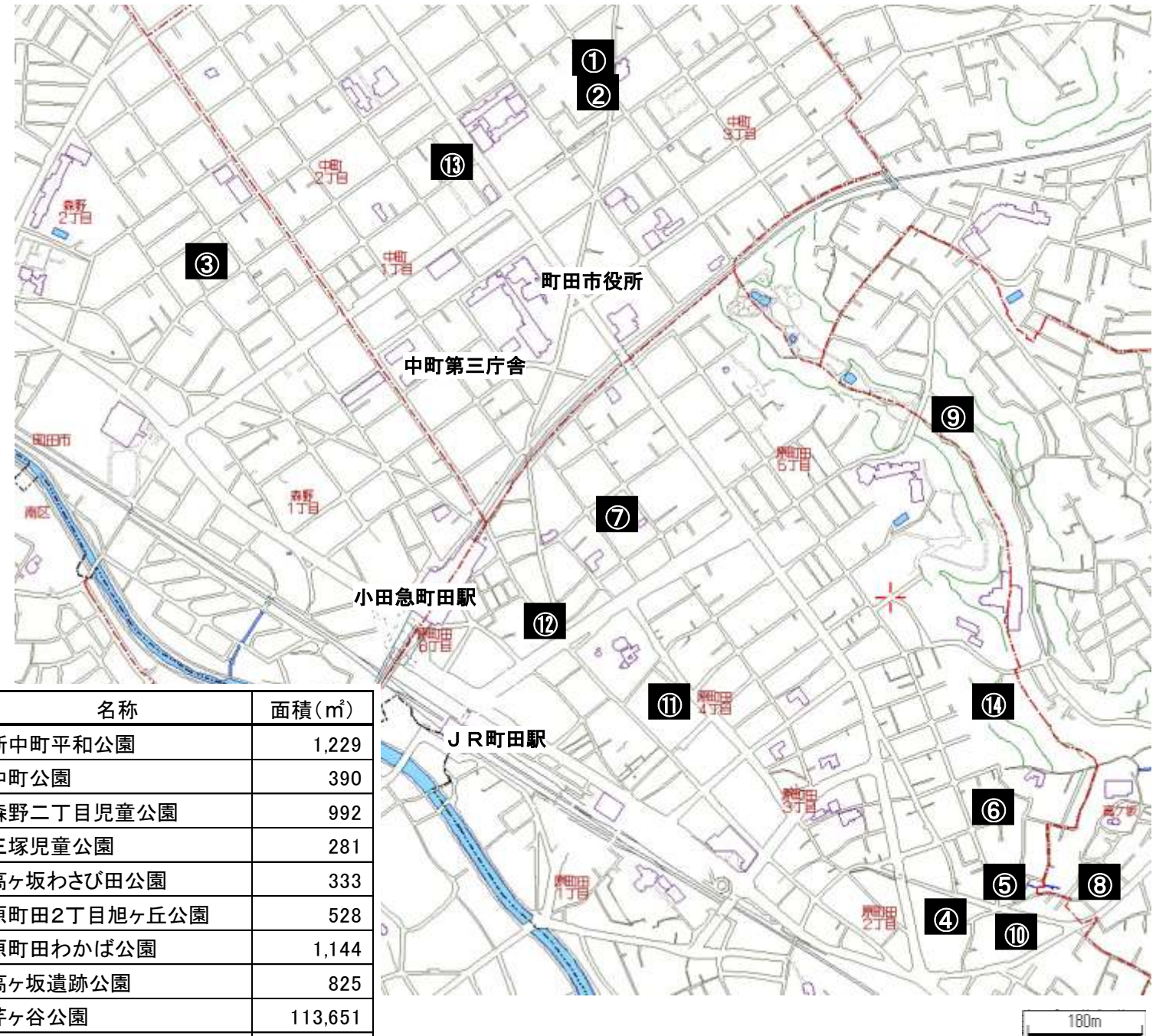
<市立公園>

- ・都市公園以外の市立の公園又は緑地。

<市民の森>

- ・各都道府県や市町村により設けられた都市計画緑地の一つ。
- ・運営・活用方法については、地方自治体ごとに異なり、それぞれ条例が定められ、指定・管理・運営が行われている。
- ・市民のための健康促進機能、レクリエーション機能、自然環境の学習機能、防災機能、景観機能など様々な役割を担う。

● 公園の配置状況図



NO	種別	名称	面積(m ²)
①	街区公園	新中町平和公園	1,229
②	街区公園	中町公園	390
③	街区公園	森野二丁目児童公園	992
④	街区公園	三塚児童公園	281
⑤	街区公園	高ヶ坂わさび田公園	333
⑥	街区公園	原町田2丁目旭ヶ丘公園	528
⑦	街区公園	原町田わかば公園	1,144
⑧	街区公園	高ヶ坂遺跡公園	825
⑨	特殊公園	芹ヶ谷公園	113,651
⑩	都市緑地	原町田1号緑地	238
⑪	都市緑地	原町田中央通りミニ緑地	97
⑫	広場公園	まちだの泉	27
⑬	市立公園	中町1丁目子ども広場	446
⑭	市民の森	原町田市民の森	16,165
合計			136,347

交通機能

バスターミナル

● バス停「町田駅」の現況

- ・町田駅周辺3箇所に分散したバスターミナルの一つ。
- ・平日の朝には1時間あたり最大で約35本のバスが発着。
- ・駅からやや離れた位置にあり、幅員の狭い道路がバス路線となっている



【現在のバス停「町田駅」の様子】

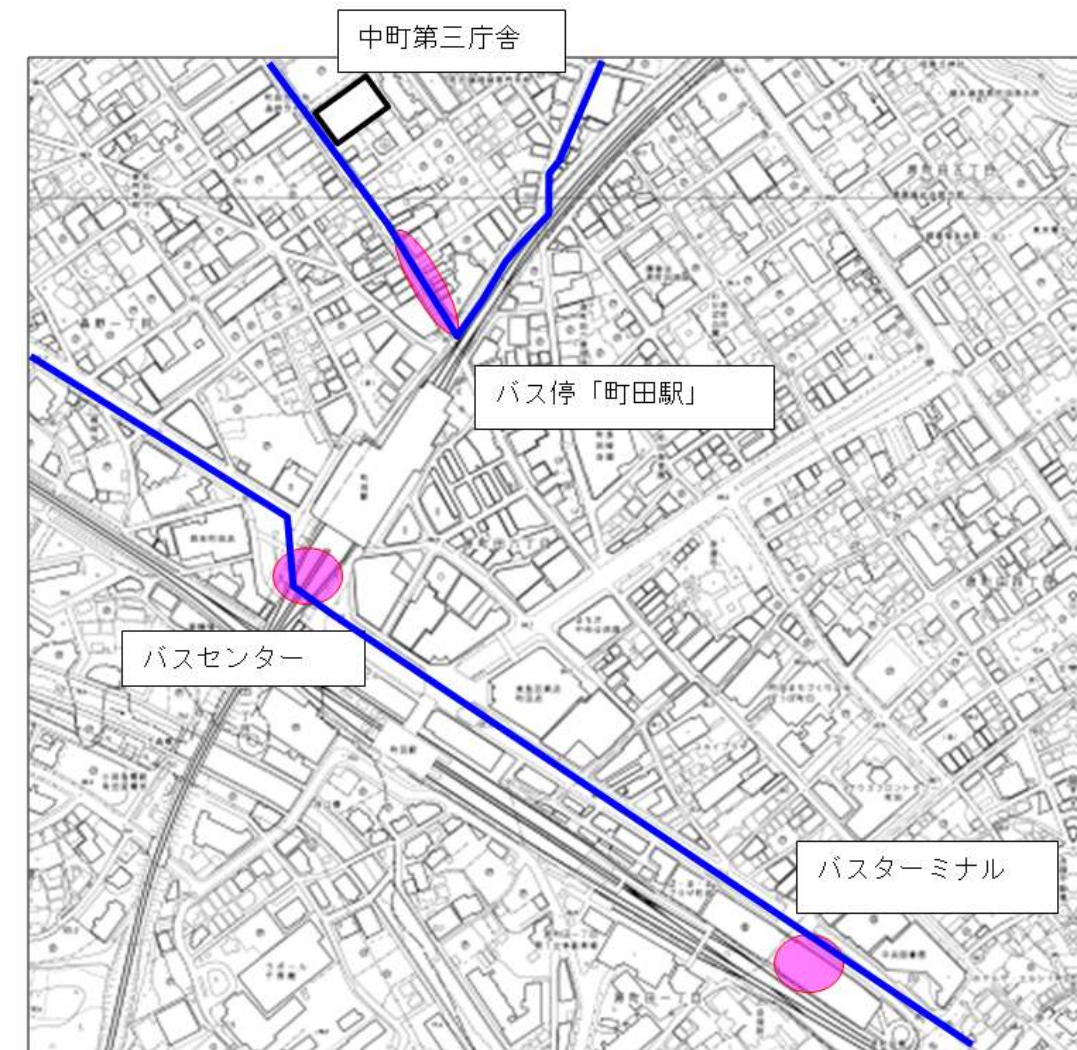


【バス停「町田駅」に至る道路の様子】

● 既存のバスルートの課題・問題点

- ・バス停「町田駅」に至るバスルート上の歩道が狭く危険。
- ・駅から230m離れており不便。
- ・道路上にバスバースがあり、片側車線をふさいでいる。

● 配置状況図



【凡例】

— 主要バスルート

● バスターミナル

広場

屋外イベント

● イベント事業について

- ・1998年に策定した「町田市中心市街地活性化基本計画」において商業活性化に資するイベント事業として位置づけられ現在まで継続してイベントが開催されている。
- ・中心市街地の魅力を高めるイベントや名所をつくり育てる。(町田市全体構想・基本計画より)

● 中心市街地での主な屋外イベントの状況

開催月	イベント等名称	実施主体等	開催場所	動員数	面積
7月	ジャズセッション	町田壹番街商店会ほか	小田急町田駅前広場	約 1,000人	約460㎡
9月	フェスタ町田	フェスタ町田実行委員会	原町田大通りほか	約 200,000人	—
9月	フェスタ中町	中町商店会	町田第一小学校	約 6,000人	—
9月	フェスタ栄通り	栄通り商店会	中町第三庁舎駐車場	約 20,000人	約500㎡
10月	町田大道芸	パークアベニュー商店会ほか	東急ツインズWEST前ほか	約 130,000人	—
11月	町田産業観光まつり	まちだ産業観光まつり・農業祭合同実行委員会	原町田大通りほか	約 140,000人	—
11月	農業祭	町田市農業協同組合ほか	原町田大通りほか	—	—
11～12月	クリスマスイルミネーション	原町田四丁目商店会ほか	中心市街地内	—	—
通年	町田ミュージックパーク	町田ターミナルプラザ周辺活性化協議会	町田ターミナルプラザ市民広場	年13回：平均230人/回	200㎡
通年	ハブアーティスト大道芸	東京都	ぼっぼ町田	—	270㎡

● 各種イベントの開催風景



【ジャズセッション】



【フェスタ町田】



【町田大道芸】



【町田ミュージックパーク】



【町田産業観光まつり&農業祭】

● 各種イベントの開催場所

